

新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内

3市連携・協力に関する基本協定

日野市、多摩市、稲城市（以下「連携市」という。）は、次のとおり新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市連携・協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年度法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）に対する対策において、連携市が相互に幅広い分野で連携・協力することにより、連携市の区域内における感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護するとともに、住民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小とすることに寄与することを目的とする。

（連携・協力する事項）

第2条 連携市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する関係機関及び住民への情報提供に関する事項
- (2) 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等の感染拡大防止に関する事項
- (3) 生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (5) その他連携市が必要と認める事項

（協議会の設置）

第3条 連携市は、本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携市が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書3通を作成し、連携市署名して、各1通を保有するものとする。

平成26年11月19日

東京都日野市神明一丁目12番地の1

日野市

代表者 日野市長

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市

代表者 多摩市長

東京都稲城市東長沼2-1-1番地

稲城市

代表者 稲城市長